

# 宇佐市立特別養護老人ホーム妙見荘 施設利用料(入所用・1割)

## 施設サービス費の利用者負担額(1日当たり)

(単位:円)

施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	557	625	695	763	829
加算分	個別機能訓練加算		12		
	看護体制加算(Ⅰ口、Ⅱ口)		12 (Ⅰ口 4、Ⅱ口 8)		
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)		16		
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)		36		
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) サービス費に8.3%を乗じた金額				
施設サービス費+加算分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当たり	686	759	835	909	980
31日分	21,252	23,535	25,885	28,168	30,384

## 食事負担額・居住費負担額(1日当たり)

(単位:円)

食費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
	300	390	650	1,380
居住費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
	個室利用	320	420	820
多床室利用	0	370	370	840
食費+居住費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
	個室利用(1日当たり)	620	810	1,470
31日分	19,220	25,110	45,570	78,430
多床室利用(1日当たり)	300	760	1,020	2,220
31日分	9,300	23,560	31,620	68,820

※食費・居住費に関しては、市町村へ申請を行い介護保険負担限度額認定証が発行された場合の金額になります。

第一段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方
第二段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が年額80万円以下の方
第三段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、上記に該当しない方
第四段階	・上記以外の方

※住民票上、世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も勘案します。

※預貯金等を勘案(単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下)します。

## 利用者負担額合計(31日当たり)

(単位:円)

個室利用の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要介護 1	40,472	46,362	66,822	99,682
要介護 2	42,755	48,645	69,105	101,965
要介護 3	45,105	50,995	71,455	104,315
要介護 4	47,388	53,278	73,738	106,598
要介護 5	49,604	55,494	75,954	108,814
多床室利用の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要介護 1	30,552	44,812	52,872	90,072
要介護 2	32,835	47,095	55,155	92,355
要介護 3	35,185	49,445	57,505	94,705
要介護 4	37,468	51,728	59,788	96,988
要介護 5	39,684	53,944	62,004	99,204

※上記以外に医療費や理美容代等必要になります。 ※オムツ代・洗濯代を含みます

※この表はあくまでも概算であり、目安です。月によって多少前後する場合があります。

※平成30年6月1日からの料金表になります

## 宇佐市立特別養護老人ホーム妙見荘 施設利用料(入所用・2割)

### 施設サービス費の利用者負担額(1日当たり)

(単位:円)

施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	557	625	695	763	829
加算分	個別機能訓練加算		12		
	看護体制加算(Ⅰ口、Ⅱ口)		12	(Ⅰ口 4、Ⅱ口 8)	
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)		16		
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)		36		
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		サービス費に8.3%を乗じた金額		
施設サービス費+加算分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当たり	1,371	1,518	1,670	1,817	1,960
31日分	42,503	47,069	51,770	56,335	60,767

### 食事負担額・居住費負担額(1日当たり)

(単位:円)

食費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
	300	390	650	1,380
居住費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
	個室利用	320	420	820
多床室利用	0	370	370	840
食費+居住費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
個室利用(1日当たり)	620	810	1,470	2,530
31日分	19,220	25,110	45,570	78,430
多床室利用(1日当たり)	300	760	1,020	2,220
31日分	9,300	23,560	31,620	68,820

※食費・居住費に関しては、市町村へ申請を行い介護保険負担限度額認定証が発行された場合の金額になります。

第一段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方
第二段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が年額80万円以下の方
第三段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、上記に該当しない方
第四段階	・上記以外の方

※住民票上、世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も勘案します。

※預貯金等を勘案(単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下)します。

### 利用者負担額合計(31日当たり)

(単位:円)

個室利用の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要介護 1	61,723	67,613	88,073	120,933
要介護 2	66,289	72,179	92,639	125,499
要介護 3	70,990	76,880	97,340	130,200
要介護 4	75,555	81,445	101,905	134,765
要介護 5	79,987	85,877	106,337	139,197
多床室利用の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要介護 1	51,803	66,063	74,123	111,323
要介護 2	56,369	70,629	78,689	115,889
要介護 3	61,070	75,330	83,390	120,590
要介護 4	65,635	79,895	87,955	125,155
要介護 5	70,067	84,327	92,387	129,587

※上記以外に医療費や理美容代等必要になります。 ※オムツ代・洗濯代を含みます

※この表はあくまでも概算であり、目安です。月によって多少前後する場合があります。

※平成30年6月1日からの料金表になります

# 宇佐市立特別養護老人ホーム妙見荘 施設利用料(短期入所)《1割負担》

## 短期入所サービスの利用者負担額(1日当たり)

(単位:円)

サービス費	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		437	543	584	652	722	790
加算分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	-		12 (Ⅰ 4円、Ⅱ 8円)				
機能訓練指導加算	12		12				
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	-		15				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6		6				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費に8.3%を乗じた金額						
サービス費+加算分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	493	608	681	755	831	904	976

以下のサービスを提供した場合は、それぞれに、8.3%を乗じた金額をご負担頂きます。

医療連携強化加算	-	58
送迎加算(片道)		184
個別機能訓練加算		56
認知症行動心理症状緊急対応加算		200
緊急短期入所受入加算		90

## 食事負担額・居住費負担額(1日当たり)

(単位:円)

食費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	
		300	390	650	1,380
居住費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	
	個室利用	320	420	820	1,150
	多床室利用	0	370	370	840

※食費・居住費に関しては、市町村から介護保険負担限度額認定証が発行された場合の金額になります。

第一段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方
第二段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
第三段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、上記に該当しない方
第四段階	・上記以外の方

※住民票上、世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も勘案します。

※預貯金等を勘案(単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下)します。

※食費については朝食380円、昼食500円、夕食500円です。例えば、要介護3で第三段階の方が朝食と昼食を食べられた場合880円ですが、負担限度額が適用されるため650円のご負担となります。

## 利用者負担額合計(1日当たり)

(単位:円)

個室利用の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要支援 1	1,113	1,303	1,963	3,023
要支援 2	1,228	1,418	2,078	3,138
要介護 1	1,301	1,491	2,151	3,211
要介護 2	1,375	1,565	2,225	3,285
要介護 3	1,451	1,641	2,301	3,361
要介護 4	1,524	1,714	2,374	3,434
要介護 5	1,596	1,786	2,446	3,506
多床室利用の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要支援 1	793	1,253	1,513	2,713
要支援 2	908	1,368	1,628	2,828
要介護 1	981	1,441	1,701	2,901
要介護 2	1,055	1,515	1,775	2,975
要介護 3	1,131	1,591	1,851	3,051
要介護 4	1,204	1,664	1,924	3,124
要介護 5	1,276	1,736	1,996	3,196

※オムツ代・洗濯代を含みます。

# 宇佐市立特別養護老人ホーム妙見荘 施設利用料(短期入所)《2割負担》

## 短期入所サービスの利用者負担額(1日当たり)

(単位:円)

サービス費	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		437	543	584	652	722	790
加算分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	-		12(Ⅰ 4円、Ⅱ 8円)				
機能訓練指導加算	12		12				
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	-		15				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6		6				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費に8.3%を乗じた金額						
サービス費+加算分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	986	1,215	1,362	1,510	1,661	1,809	1,952

以下のサービスを提供した場合は、それぞれに、8.3%を乗じた金額をご負担頂きます。

医療連携強化加算	-	58
送迎加算(片道)		184
個別機能訓練加算		56
認知症行動心理症状緊急対応加算		200
緊急短期入所受入加算		90

## 食事負担額・居住費負担額(1日当たり)

(単位:円)

食費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	
		300	390	650	1,380
居住費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	
	個室利用	320	420	820	1,150
	多床室利用	0	370	370	840

※食費・居住費に関しては、市町村から介護保険負担限度額認定証が発行された場合の金額になります。

第一段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方
第二段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
第三段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、上記に該当しない方
第四段階	・上記以外の方

※住民票上、世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も勘案します。

※預貯金等を勘案(単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下)します。

※食費については朝食380円、昼食500円、夕食500円です。例えば、要介護3で第三段階の方が朝食と昼食を食べられた場合880円ですが、負担限度額が適用されるため650円のご負担となります。

## 利用者負担額合計(1日当たり)

(単位:円)

個室利用の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要支援 1	1,606	1,796	2,456	3,516
要支援 2	1,835	2,025	2,685	3,745
要介護 1	1,982	2,172	2,832	3,892
要介護 2	2,130	2,320	2,980	4,040
要介護 3	2,281	2,471	3,131	4,191
要介護 4	2,429	2,619	3,279	4,339
要介護 5	2,572	2,762	3,422	4,482
多床室利用の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要支援 1	1,286	1,746	2,006	3,206
要支援 2	1,515	1,975	2,235	3,435
要介護 1	1,662	2,122	2,382	3,582
要介護 2	1,810	2,270	2,530	3,730
要介護 3	1,961	2,421	2,681	3,881
要介護 4	2,109	2,569	2,829	4,029
要介護 5	2,252	2,712	2,972	4,172

※オムツ代・洗濯代を含みます。